

令和6年第3回（9月）大磯町議会定例会

議 案 第 47 号 説 明 資 料

令和6年8月30日

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

資 料

1	改正概要	-----	1
2	改正内容	-----	1
3	改正資料	-----	2
	新旧対照表	-----	3

町 民 課

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）により、国民健康保険法が一部改正されたことに伴い、所要の整備を行うため、大磯町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 被保険者証廃止に伴う罰則に関する規定の改正及び引用条項の整理

国民健康保険法が改正され、被保険者証に関する規定が削除されたことから、大磯町国民健康保険条例における被保険者証に関する規定についても同様に削除します。

また、引用条項の繰上げに伴う引用条項の整理を行います。

現行	改正後
第13条 この町は世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。	第13条 この町は世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

(2) 施行日

令和6年12月2日から施行します。

3 改正資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律 **一部抜粋** 【令和5年6月9日公布】

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項～第7項関係

第9条第5項から第8項までを削り、同条第9項中「届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第10項から第13項までを削り、同条第14項中「第9項」を「前項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第15項中「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」を「及び被保険者の資格に関する確認」に改め、同項を同条第7項とする。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 【令和5年12月27日公布】

内閣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条第2号の規定に基づき、この政令を制定する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和6年12月2日とする。

大磯町国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
第1章～第6章 省略 第7章 罰則 第13条 この町は世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対して10万円以下の過料を科する。 第14条～第16条 省略 第8章 省略 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。 (経過措置) 2 この条例による改正後の大磯町国民健康保険条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	第1章～第6章 省略 第7章 罰則 第13条 この町は世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。 第14条～第16条 省略 第8章 省略

